

直接請求等に必要な選挙権を有する者の数

(単位:人)

直 接 請 求 等 の 種 類		必 要 署 名 数	
地方自治法の規定による 直接請求	条例の制定又は改廃請求(第74条第1項) 監査請求(第75条第1項)	本市の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	33,734
	議会の解散請求(第76条第1項) 長の解職請求(第81条第1項) 主要公務員の解職請求(第86条第1項)	本市の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	310,832
	議員の解職請求(第80条第1項) 区選挙管理委員の解職請求(第86条第1項)	各区の選挙権を有する者の総数の3分の1	※
地方教育行政の組織及び運営に関する法律の規定による委員の解職請求(第8条第1項)		本市の選挙権を有する者の総数の80万を超える数に8分の1を乗じて得た数と40万に6分の1を乗じて得た数と40万に3分の1を乗じて得た数とを合算して得た数	310,832
市町村の合併の特例に関する法律の規定による 請求	合併協議会設置の請求(第4条第1項、第5条第1項)	本市の選挙権を有する者の総数の50分の1の数	33,734
	合併協議会設置協議の投票の請求(第4条第11項、第5条第15項)	本市の選挙権を有する者の総数の6分の1の数	281,109

※各区の選挙権を有する者の総数の3分の1の数

中央区	北 区	東 区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南 区	西 区	手稲区
71,608	80,410	74,539	61,986	35,930	65,977	30,771	38,570	62,777	39,654

【参考】札幌市各区選挙人名簿登録者数

令和7年3月3日現在

	中央区	北区	東区	白石区	厚別区	豊平区	清田区	南区	西区	手稲区	計
男	95,863	113,345	105,026	87,354	48,517	90,113	43,127	52,917	85,473	55,215	776,950
女	118,960	127,885	118,589	98,602	59,272	107,818	49,184	62,792	102,856	63,745	909,703
計	214,823	241,230	223,615	185,956	107,789	197,931	92,311	115,709	188,329	118,960	1,686,653